令和８年度

名 古 屋 市 美 術 館 及 び 科 学 館 に お け る

液晶ディスプレイ等を活用した広告設備の設置

事業（入札後資格確認型一般競争入札方式）

入札案内書

名古屋市教育委員会

必ずこの案内書をお読みください。

目　　次

◇　あらまし　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　１
◇　入札説明書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　３
　　第１　対象物件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　３
　　第２　参加者の資格　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　３
　　第３　広告の掲出条件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　６
　　第４　入札手続の流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　７
　　第５　競争入札参加資格確認申請　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　９
　　第６　契約の締結　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１１
　　第７　広告料等の納付　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１１
　　第８　契約保証金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１１
　　第９　問い合わせ先　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１１
◇　仕様書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１３
◇　特記仕様書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１８
◇　行政財産目的外使用許可条件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２０
◇　名古屋市広告掲載要綱　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２２
◇　名古屋市広告掲載基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２４
◇　名古屋市教育委員会広告掲載要綱　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２６
◇　契約書（案）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３２
◇　入札書　（入札書・記載例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４１
◇　委任状　（委任状・記載例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４３
◇　競争入札参加資格確認申請書　（申請書・記載例）・・・・・・・・・・・・・Ｐ４５
◇　履行実績調書　（調書・記載例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４７
◇　法人役員等に関する調書　（調書・記載例）・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４９
◇　事業計画書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５１
◇　その他　名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団
　　　　　関係事業者の排除に関する取扱要綱（抄）・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５２

あ　ら　ま　し

当事業は、名古屋市美術館及び科学館において、液晶ディスプレイ等を活用した広告設備の設置により、民間企業等の広告を掲出していただくものです。広告の掲出については、入札後資格確認型一般競争入札方式により、広告料について最低価格以上で最も高い価格で入札され、かつ、競争入札参加資格を有すると認められた方を契約の相手方とします。

入札参加を希望される方は、この入札案内書をよくお読みになり、諸規則や現地を必ず確認された上で、この説明書に則ってお申し込み下さい。

広告掲出までの流れ

入札案内書（この案内書）交付	令和 8年 1月 9日（金曜日）～令和 8年 2月 9日（月曜日） 名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。

▼

入札の実施	令和 8年 2月10日（火曜日）午前10時00分 入札会場　名古屋市美術館２階　講堂 入札書（入札を委任する場合は委任状も）は名古屋市公式ウェブサイトから書式をダウンロードして入手し必要事項を記入・押印してご持参ください。 なお、入札会場内で入札書の記入をすることもできます。

▼

落札候補者の決定	入札会場において、入札の終了後、ただちに入札者の面前で開札を行います。 開札の結果、入札者のうち最低価格以上で最も高い価格で入札をした方を落札候補者とし、会場内で次順位者と合わせて発表します。

▼

競争入札参加資格確認申請書の提出	令和 8年 2月13日（金曜日）提出期限 落札候補者の方は、名古屋市公式ウェブサイトより書式をダウンロードし、競争入札参加資格確認申請書及び添付書類を提出してください。期限内に申請書等が提出されないときは、入札が無効となる場合があります。

▼

審査結果の通知	参加資格の審査後、落札決定の通知をします。 落札結果は市公式ウェブサイトで公表します。

▼

契約締結	審査結果の通知を受けた日から5日以内に契約を締結していただきます。 契約書は落札者名義になります。

▼

契約保証金及び広告料の納付	契約保証金を契約締結日に、広告料を名古屋市が定める期限までに、本市が発行する納付書及び納入通知書により納付してください。 なお、名古屋市契約規則第31条（契約保証金の納付免除）の規定により契約保証金を免除することがあります。

▼

事業計画書の提出	契約締結後、速やかに液晶ディスプレイ等の広告設備の規格・機能、広告物の仕様、施工方法、管理体制、作業スケジュールを記載した事業計画書(任意様式)を提出してください。

▼

行政財産使用許可申請書の提出	広告物掲出面積が確定次第、「行政財産使用許可申請書」を提出していただきます。提出後、許可の手続きを行います。

▼

広告原査・承認	名古屋市が定める期限までに広告原稿を提出していただきます。 その内容について名古屋市の審査・承認を受けた後、広告を放映していただきます。

▼

行政財産使用料の納付	目的外使用料を定められた期限までに本市が発行する納入通知書により、納付してください。

▼

広告の放映	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで （最大令和11年3月31日まで更新可能） 設置工事は契約期間内に行っていただきます。契約開始日から広告を掲出できなかった場合でも、本市は広告料及び目的外使用料の減免や返還、その他補償には一切応じられません。契約満了後は本市が特に認められた場合を除き、現状回復のうえでご返却ください。

入　　札　　説　　明　　書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの入札説明書によるとともに、必ず現地を確認した上で、お申し込みください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

第１　対象物件

１　広告を掲出する施設の名称及び所在地

(1) 名　称　　名古屋市美術館

所在地　　名古屋市中区栄二丁目17番25号

設置内容	設置台数
液晶ディスプレイ等の広告設備	1台

(2) 名　称　　名古屋市科学館

所在地　　名古屋市中区栄二丁目17番1号

設置内容	設置台数
液晶ディスプレイ等の広告設備	1台

なお、名古屋市科学館は、施設名称を含めた全体に対するネーミングライツスポンサーを募集中のため、名称に企業名又は商品名等の入った愛称が付与される場合があります。その場合は、「名古屋市科学館」を新しい愛称に読み替えるものとします。

２　掲出場所及び掲出広告の大きさ

仕様書による

第２　参加者の資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。

(2) 地方自治法自治令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、新たに本市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けている者を除く。）でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、新たに本市競争入札参加資格審査申請を

行い、認定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185 号）、商店街振興組合法（昭和37年法律第 141 号）又は有限責任事業組合契約に関する法律(平成17年法律第40号)によって設立された事業共同組合等においては、当該組合員が入札に参加しようとする者（官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた組合であって、特別の理由があり適当と認める場合を除く。）でないこと。

(6) 入札公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者であること。

(7) 入札公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等から暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1 月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）」及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（19財管第 253 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

なお、応募者全員（法人の場合は、法人の役員等全員を含む。）について、愛知県警察本部長に対し、氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。また、契約締結後、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部より排除要請があった場合は、原則として契約を解除します。

(8) 名古屋市広告掲載基準第２に該当する業種又は事業者でないこと。

(9) 広告掲出に係る業務について、入札公告の日から過去3年以内に官公庁への履行実績があると認められている者であること。

(10) 法人税、都道府県民税（都民税を含む。）、市町村民税（特別区民税を含む。）、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。（地方税法（昭和25年法律226号）第15条に基づき徴収の猶予を受けているとき、又は、国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条に基づき納税の猶予を受けているときは、滞納していないものとみなす。）

暴力団関係事業者の排除について

名古屋市では、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除措置として、愛知県警察との協議のうえ合意書を締結しており、公有財産の貸付契約においても、契約の相手方が排除対象事業者に該当するか否か、名古屋市から愛知県警察に照会します。

このため、落札候補者（法人の場合は、法人の役員等全員を含む）について、氏名・生年月日・性別・住所・役職者名の情報を提出していただきます。情報の提出に同意いただけない方は、入札の参加申込みをすることができませんので、ご注意ください。

なお、資格確認のために提出された書類等に記載された個人情報は、上記照会を含めた入札関連事務のみに使用し、その他の目的には、一切使用しません。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）」
（平成 20 年 1 月 28 日付け　名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

1　定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　　略

(2) 法人等　法人その他の団体又は個人をいう。

(3) 役員等　法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。

(4) 暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

(5) 暴力団員等　暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。

(6) 排除措置　４(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2　排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

(1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等

(2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

(3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

(4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

(5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

(6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

(7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

Ｐ５２　名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（抄）もご覧ください。

第３　広告の掲出条件等

１　掲出期間

令和８年４月１日から令和９年３月31日まで
（広告の掲出準備に要する期間を含む。）

※公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の条件を変更しないことを前提として、令和９年４月１日から2年を限度（最大令和11年３月31日まで）に、１年を単位として更新することができます。広告掲出の契約を更新する場合は、更新しようとする年度の前年度の11月末日までに文書により行うものとします。ただし、目的外使用許可の更新申請がなされないときは、使用許可期間の満了の日をもってこの契約は効力を失うものとします。

２　施設使用の形態

液晶ディスプレイ等を活用した広告設備（以下「広告設備等」という。）の設置は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の４第７項の規定に基づき、名古屋市が設置事業者に対し、行政財産である建物の一部を目的外使用許可する方法により行います。

３　広告料

掲出期間（令和8年4月1日から令和9年３月31日まで。広告の掲出準備に要する期間を含む。）中は、広告掲出の有無にかかわらず、掲出期間に応じた広告料を納付していただきます。入札書に記載する広告料は月額とし、消費税及び地方消費税を除いたものとしてください。

なお、掲出期間に１月未満の端数があるときは、１月と計算します。広告料に目的外使用料は含みません。

４　行政財産目的外使用料

広告物の掲出に際しては、広告掲出面の表示面積に応じて算出した、それぞれの施設の使用にかかる行政財産の目的外使用料（月額900円／㎡）が必要です。なお、１円未満の端数がある場合は切り上げ、100円未満の場合は100円とします。また、使用期間に１月未満の端数があるときは、１月と計算します。

５　広告設備の仕様等

別紙仕様書のとおりです。なお、設備の運用にかかる電気使用料は、別途、設置事業者の負担となります。

６　必要経費

広告設備の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置事業者の負担とします。また、撤去・原状回復費についても設置事業者の負担とします。

7　利用上の制限

広告設備の設置期間中は次の事項を遵守してください。

(1) 契約条件を遵守し、広告料、目的外使用料及び電気使用料を期限までに確実に納入すること。

(2) 広告掲出条件及び目的外使用許可の許可条件を遵守すること。

(3) 広告を掲出する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

(4) その他契約書、仕様書記載の事項を遵守すること。

なお、広告の具体的な構成については、事前に施設管理者と協議を行うこと。

8　維持管理

広告設備の設置期間中は、次の事項を遵守してください。

(1) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。

(2) 広告設備の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、設置場所の施設管理者（以下「施設管理者」という。）の指示に従うこと。

(3) 広告設備を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

(4) 広告設備の破損、問合せ並びに苦情については、破損時等の連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

9　原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。ただし、名古屋市が必要ないと判断した場合は、この限りではありません。なお、原状回復に際し、設置事業者は投じた有益費や必要費などがあっても一切の保証を名古屋市に請求することができません。

第４　入札手続の流れ

1　入札案内書の交付

交付期間は、令和8年1月9日（金曜日）～令和8年2月9日（月曜日）まで

2　入札日時等

入札会場	名古屋市美術館２階　講堂
入札日時	令和 8年 2月10日（火曜日）　午前10時00分
必要書類等	(1) 入札書(41ページ参照) 入札書には、入札者(代表者又は代表者から委任を受けた方など、入札の権限を有する者をいいます。以下同じです。)の記名・押印をしてください。 (2) 委任状(代理人が入札する場合) (43 ページ参照) 入札書記載の入札者が、代表者と異なる（支店・営業所の長など）場合

	は、委任状が必要となります。(委任者の印鑑は、個人の場合は実印、法人の場合は代表者印を使用してください。) (3) 印鑑(代理人が入札する場合は代理人の印鑑) 印鑑を押印した入札書を持参される場合は不要ですが、その場合は記入誤りにご注意ください。
注意事項	(1) 入札参加者又はその代理人(以下「入札者」という。)は、入札時限を過ぎますと、いかなる理由があっても入札はできません。 (2) 入札者以外の方は、入札会場へ入場できません。 (3) 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。 (4) 入札書・委任状の書式は名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。

※代理人について

入札書を入札参加者本人名義で作成できない場合(入札参加者本人の押印ができない場合)に、入札参加者本人の押印と代理人の押印をした委任状があれば、代理人により入札することが可能です。この場合は、入札書に入札者本人の押印は不要となります。(代理人の押印は必要)

3　入札金額

入札金額は、広告料の月額(契約希望金額の110分の100に相当する金額)を表示してください。最低価格以上で最も高い価格で入札された方が落札候補者となります。最低価格は非公表です。

入札金額には目的外使用料(月額900円/㎡)を含めないでください。

4　入札

(1) 入札は所定の入札書(41ページ参照)を使用し、必要事項を記入した上でご持参ください。

(2) 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。鉛筆、シャープペンシル及び温度変化で筆跡の消える筆記用具は使用できません。

(3) 脱字または誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。

(4) 入札金額はアラビア数字(算用数字)を使用し、金額の頭に￥マークを記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。

(5) 入札者は入札箱に投入した入札書の書き換え、引換又は撤回をすることはできません。

(6) 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア　入札参加資格のない者のした入札

イ　金額を改ざんし、又は訂正した入札

ウ　記入事項を判読できない入札

エ　入札事項の一部又は全部が記入されていない入札

オ 一定の金額をもって価格を表示しない入札
カ 記名押印のない入札
キ 同一物件につき同一の名をもってした2通以上の入札（代理人によるものも含む。）
ク 競争入札参加資格確認申請書又は添付資料（以下「申請書等」という。）に虚偽の記載をした者のした入札
ケ 申請書等の提出を求められたにもかかわらず、提出期限内にこれを提出しない場合又は落札候補者が競争入札参加資格の確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない場合のその者のした入札
コ 入札談合に関する情報があった場合に、誓約書の提出を求めたにもかかわらず、誓約書の提出をしない者のした入札
サ 明らかに談合によると認められる入札
シ 入札説明書に定める入札方法によらない入札
ス 入札説明書に定める期限までに完了しなかった入札
セ 委任状を提出していない代理人のした入札
ソ その他入札の条件に違反した入札

(7) 入札回数は初度入札を含め3回を限度とします。
(8) 再度入札を行う場合は初度入札の開札時に、再々度入札を行う場合は再度入札の開札時に、再入札受付開始予定日時及び再入札書締め切り予定日時を通知する。

5　開札
(1) 開札は入札会場において入札の終了後、直ちに入札者の面前で行います。入札者が開札に立ち会わないときは、この入札事務に関係のない職員が立ち会います。
(2) 開札の結果、入札者のうち最低価格以上で最も高い価格の入札をした方を落札候補者とし、入札会場内で次順位者と併せて発表します。
(3) 最も高い価格の入札者が複数あるときは、直ちにくじを引いていただき、落札候補者を決定します。ただし、入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行します。くじにより落札候補者を決定したときは、落札候補者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。

第５　競争入札参加資格確認申請

1　落札候補者の方は、資格審査を受けていただく必要があります。郵送又は持参により資格審査に必要な書類を提出してください。
2　資格審査にあたっては、個人の場合は本人、法人の場合は法人の役員等全員について、愛知県警察本部へ氏名・生年月日・性別・役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。
3　落札候補者に参加資格がなかった場合は、次順位者が落札候補者となり、資格審査を受けていただく必要があります。その場合は、本市よりその旨の連絡がありますので、持参又は郵送により資格審査に必要な書類を提出してください。

提出期間	令和 8年 2月10日（火曜日）から令和 8年 2月13日（金曜日）まで 午前8時45分から午後5時00分まで（必着） 郵送の場合は、上記期間中に提出先に到着したものに限ります。
提出先	名古屋市美術館　総務課 郵送する場合は、封筒（表）に「競争入札参加資格確認申請書在中」と朱書きのうえ、送付してください。 〒460-0008　名古屋市中区栄２丁目17番25号 　名古屋市美術館　総務課あて
必要書類等	(1) **競争入札参加資格確認申請書**　1通　要押印（45ページ参照） (2) **履行実績調書**　1通（47ページ参照） (3) ＜個人の場合＞**住民票の写し**　1通 ＜法人の場合＞法人登記簿謄本 （**履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書**）1通 どちらも発行後3か月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。 (4) ＜個人の場合＞納税証明書（原本） a 本市内に住所のある方については、直近2年度の個人市県民税の納税証明書 b a以外の方については、直近2年分の所得税の納税証明書 ＜法人の場合＞納税証明書（原本） a 本市内・・・本店又は支店・営業所等を有する方については、直近の２事業年度に係る法人市民税の納税証明書 b a以外の方については、直近2事業年度に係る法人税の納税証明書 (5) ＜法人のみ＞**法人役員等に関する調書1通**（49ページ参照） (6) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名（担当者あて可）を記載し、110円に簡易書留料金分(350円)を加えた料金の切手を貼った長形3号封筒。
注意事項	(1) 書類の提出方法は持参又は郵送に限ります。 (2) 郵送の場合は簡易書留郵便による郵送をお勧めします。 (3) 期限までに到達しない申請、必要書類の添付されていない申請は無効となりますので、早めにご提出ください。 (4) 競争入札参加資格の確認のため必要と認める場合は、競争入札参加確認申請書の補正や追加資料の提出をさせる等の指示をすることがあります。 (5) 提出期間終了後は(4)に基づく指示による場合を除き、提出された競争入札参加資格確認申請書の差替え又は再提出は認めません。

4　申請書等の提出を受けた後、すみやかに競争入札参加資格の確認を行い、落札候補者について資格があると認められた場合は、その者を落札者として決定し、落札決定の通知をします。

5　入札結果については入札者数、落札者の商号又は名称及び落札金額等を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。

6　落札候補者に参加資格がないと認められた場合はその者に対し、その旨を通知します。

7　６の通知を受けた者は通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、入札参加無資格理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができます。

8　７の書面の提出先は本書の11ページ「第9　問い合わせ先」に示す場所です。

9　７に対する回答は原則として、その説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して10日以内（土日・祝日を含まない。）に書面により行います。

10　提出された申請書等は返却しません。

11　申請書等の作成及び提出にかかる費用は落札候補者の負担とします。

第６　契約の締結

1　落札決定後、契約書等の契約関係書類を郵送します。

2　落札者は1の通知を受けた後、すみやかに契約を締結しなければなりません。

3　契約は落札者名義で行います。

4　液晶ディスプレイ等を活用した広告設備の設置事業に係る契約書（案）は32ページを参照してください。

5　契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。

第７　広告料等の納付

広告料及び目的外使用料（電気を使用する場合は電気使用料も含む。）は契約書に定める期限までに、名古屋市発行の納入通知書により納付していただきます。

第８　契約保証金

1　契約の締結と同時に、契約保証金を名古屋市発行の納付書により納付していただきます。

2　契約保証金は広告料の年額の100分の10に相当する額とします。

3　契約保証金は、契約期間満了後に原状回復を確認の上、還付します。ただし、名古屋市に対する未払いの債務がある場合は、還付する契約保証金額と相殺する場合があります。

4　契約保証金には、利子を付けません。

5　名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条（契約保証金の納付免除）の規定により、契約保証金を免除する場合があります。

第９　問い合わせ先

本件入札案内書の内容に質問がある場合は、下記の方法により提出してください。

1　令和 8年 1月19日（月曜日）午後５時までとします。

2　下記の宛先へファックス又は電子メールで質問書（様式は問いませんが、質問書を

送付の際には、件名に「名古屋市美術館及び科学館における液晶ディスプレイ等を活用した広告設備の設置事業にかかる質問書」と記入してください。）を送付してください。

名古屋市美術館総務課
電話番号：052-212-0001
ファックス番号：052-212-0005
電子メールアドレス：a2120001@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

3　すべての質問に対する回答をまとめた回答書を令和 8年 1月26日（月曜日）までに名古屋市公式ウェブサイト上に公開します。

4　回答書には、あわせて仕様の補足等が示されることもありますので、入札書の提出前に必ず確認をしてください。

仕　　様　　書

名古屋市を甲とし、名古屋市美術館及び科学館における液晶ディスプレイ等を活用した広告設備（以下「広告設備等」という。）の設置事業者を乙とする。

1　設置場所等・設置の条件

施設名	設置場所	設置数	図面
名古屋市美術館	1階ロビー	1台	特記仕様書（美術館）
名古屋市科学館	1階ロビー	1台	特記仕様書（科学館）

(1)ディスプレイ等の設備及び広告の制作、設置、維持管理、撤去等に要する費用は、乙の負担とする。また、メンテナンス、破損や事故時の対応など、一切の保守管理に関しては、乙の責任において処理するものとする。
(2)設備の設置に関しては、薄型で場所を取らず、鋭利な突起物などがない安全に配慮したものとし、設置については、転倒防止などの安全措置を講じるものとする。
また、必要に応じて容易に可動できるものとすること。なお、補強工事が必要な場合は、その費用は乙の負担とする。補強の方法は、甲乙協議の上、決定し、施設本体に負担のかからない方法で行うものとする。
(3)電源の入切や映像の放映は、原則タイマーその他の機器により自動制御することができ、手動による電源の入切もできること。
(4)液晶ディスプレイ等にかかる電気料金については、乙の負担とする。
(5)広告設備等の設置に際しては、各施設の特徴や景観を十分に考慮すること。
(6)設置する設備については、利用者が直接手を触れることがないものや、抗ウイルス対策が施されたものとするなど、感染症予防対策を講じること。
(7)名古屋市科学館は、施設名称を含めた全体に対するネーミングライツスポンサーを募集中のため、名称に企業名又は商品名等の入った愛称が付与される場合があり、その場合は、「名古屋市科学館」を新しい愛称に読み替えるものとする。

2　広告に関する条件

(1)広告は、動画又は静止画で表示することができ、複数の広告を放映できること。
(2)施設管理者からの依頼に基づき、適宜行政情報を放映できるものとし、行政情報がないときは、広告を掲載して放映することができる。
(3)放映する全ての広告については、別に定める名古屋市教育委員会広告掲載要綱に基づく教育委員会広告審査委員会において、事前に適正と審査されたものに限り掲出することができる。
(4)音量は、原則として無音とし、甲において調整が可能であること。
(5)広告の放映時間は、原則として各施設の開館日における開館時間とすること。
(6)放映する広告がなく、広告枠に空き時間が生じる場合、乙は甲と協議して、必要な措置を講じること。なお、広告枠に空き時間が生じたとしても、納付済みの広告料及び目的外使用料は返還しないものとする。

(7) 行政情報については、甲がパソコンを用いて簡易に作成した原稿をもとに、乙にて行政情報映像を制作すること。

3　乙の業務

(1) 広告設備等の設置、管理、撤去、設置場所の原状回復
(2) 掲出する広告主の募集
(3) 広告物の掲出及び広告物の内容にかかる対応
(4) 広告料、目的外使用料及び電気料金等の負担

4　掲出期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（広告の掲出準備に要する期間を含む。）

公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の条件を変更しないことを前提として、令和9年４月１日から2年を限度（最大令和11年３月31日まで）に、１年を単位として更新することができる。その場合、更新しようとする年度の前年度の11月末日までに文書により行うものとする。ただし、目的外使用許可の更新がなされないときは、使用許可期間の満了の日をもってこの契約は効力を失うものとする。

5　事業計画の策定

(1) 乙は、広告物の仕様、使用料、施工管理方法、実施体制及びスケジュール等、広告掲出に関する事項についてあらかじめ甲と協議し、当該事項を記載した事業計画書を甲に提出するものとする。
(2) (1)にかかわらず、甲が必要でないと認めたときは、乙は事業計画書の提出を省略することができる。

6　その他

(1) その他の仕様については、甲乙協議の上、決定する。
(2) 本仕様書に定めるもののほか名古屋市広告掲載要綱、名古屋市広告掲載基準、名古屋市教育委員会広告掲載要綱、別添の行政財産目的外使用許可条件、その他関係法令を遵守すること。
(3) 対人対物保険に加入すること。
(4) 本仕様書に関しては、別添の「情報取扱注意項目」及び「妨害又は不当要求に対する届出義務」の適用があるものとする。

7　参考(開館日数・入場者数)

施設名	令和４年度		令和５年度		令和６年度	
	日数	人数	日数	人数	日数	人数
名古屋市美術館	168	254,315 人	224	415,654 人	248	202,608 人
名古屋市科学館	296	1,105,638 人	277	1,179,699 人	295	1,379,860 人

情報取扱注意項目

（基本事項）

第 1　この契約による市の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（関係法令等の遵守）

第 2　乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

（適正管理）

第 3　乙は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報（名古屋市（以下「乙」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報の適正取得）

第 4　乙は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第 2条第 1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（第三者への提供及び目的外使用の禁止）

第 5　乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2　前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

（再委託の禁止又は制限等）

第 6　乙は、乙の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2　乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3　乙は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市規則第 50 号）第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、乙が認めたときはこの限りでない。

（複写及び複製の禁止）

第 7　乙は、乙から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物（乙の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

（情報の返却及び処分）
第 8　乙は、市の保有する情報が記録された資料のうち乙から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに乙に返却しなければならない。ただし、乙の承認を得た場合はこの限りでない。
2　乙は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、乙の承認を得た場合はこの限りでない。
（情報の授受及び搬送）
第 9　市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て乙の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。
2　乙は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起こらないようにしなければならない。
（報告等）
第10　乙は、乙が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、乙が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。
2　乙は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに乙に報告し、乙の指示に従わなければならない。
（従事者の教育）
第11　乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。
2　乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（乙が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
3　乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
4　乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。
（契約解除及び損害賠償等）【約款の場合は推奨】
第12　乙は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。
(1) 契約を解除すること。
(2) 損害賠償を請求すること。
(3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第 1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2項の規定に基づきその旨を公表すること。
2　前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

妨害又は不当要求に対する届出義務

1　乙は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

2　乙が１に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

特記仕様書（美術館）

配置図（美術館１階）

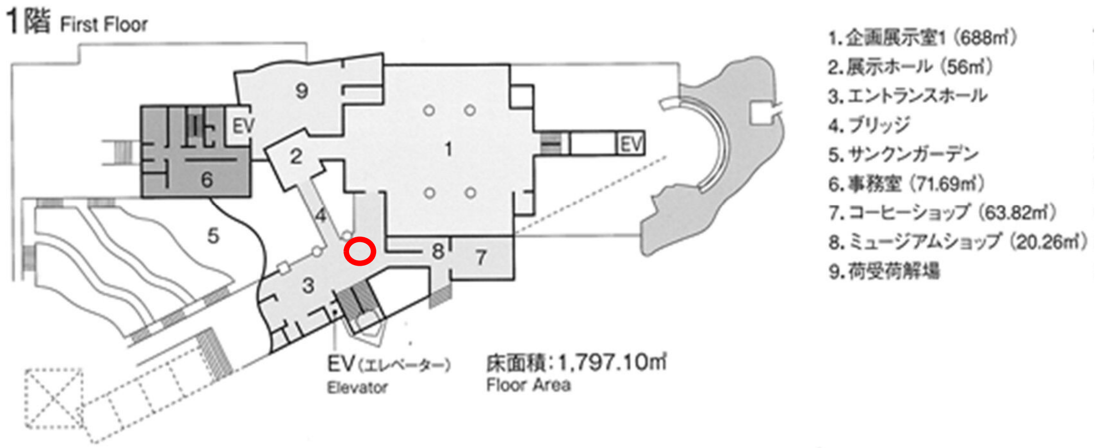

設置箇所

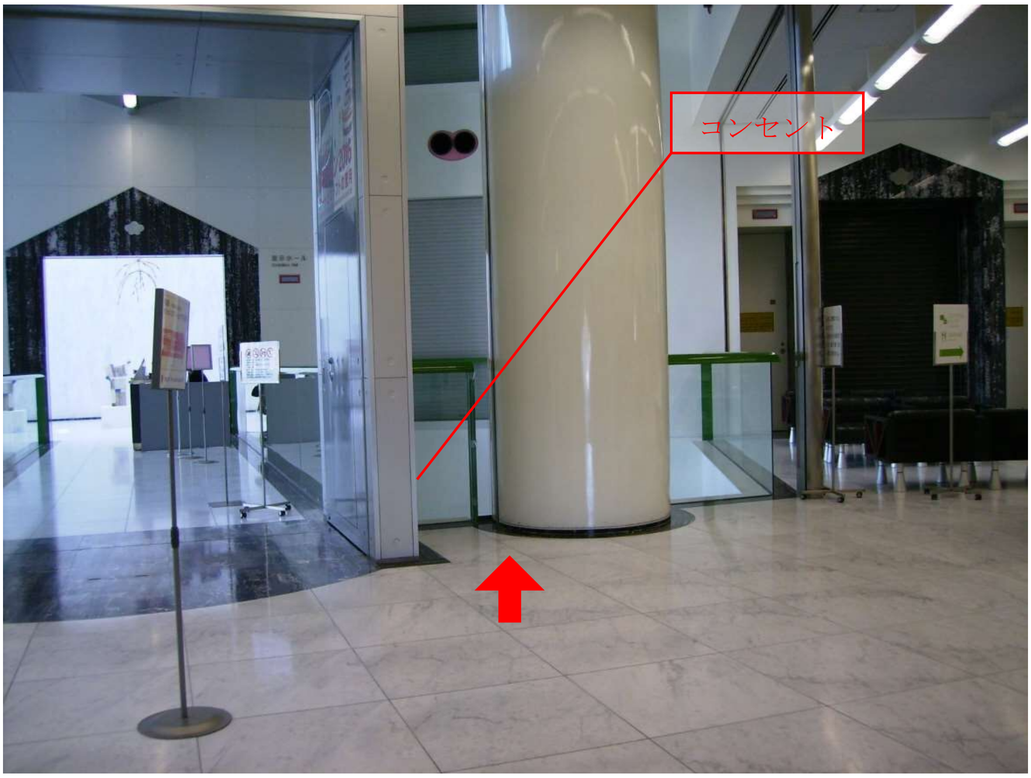

○横1,000mm程度、高さ2,000mm程度、奥行700mm程度とすること。ただし、現地を確認し、甲と協議の結果、変更することができる。

○写真表記の100Ｖの電源コンセントを使用することができるが、広告設備等の電気使用量によっては、電源工事が必要となる場合がある。

特記仕様書（科学館）

配置図（科学館１階）

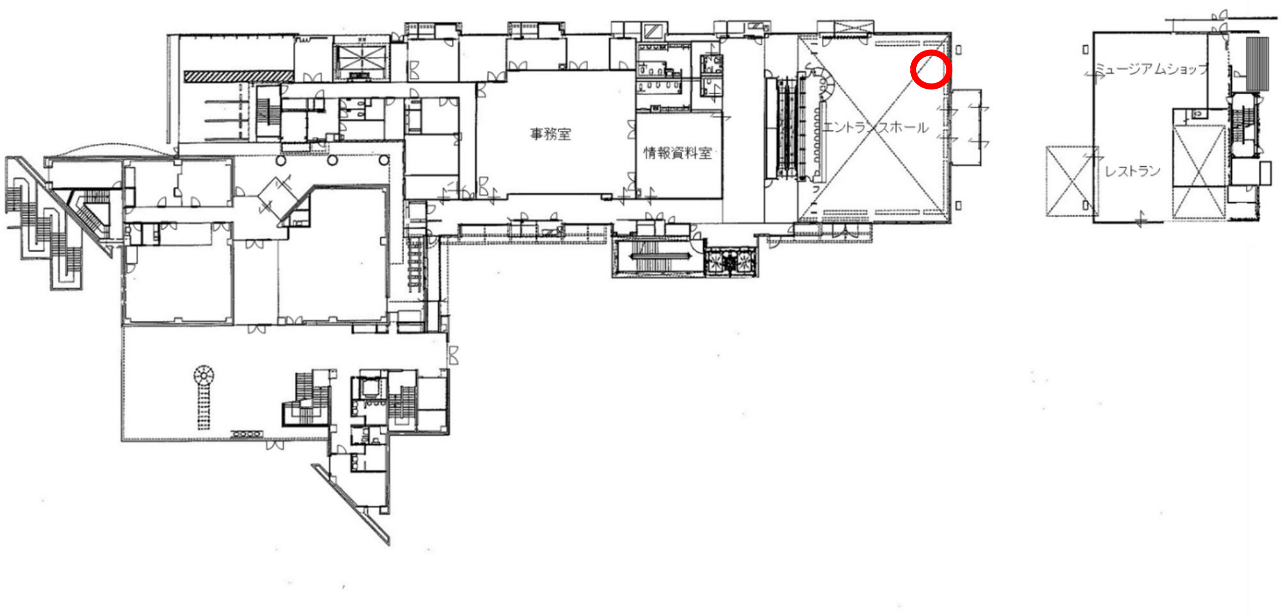

設置箇所

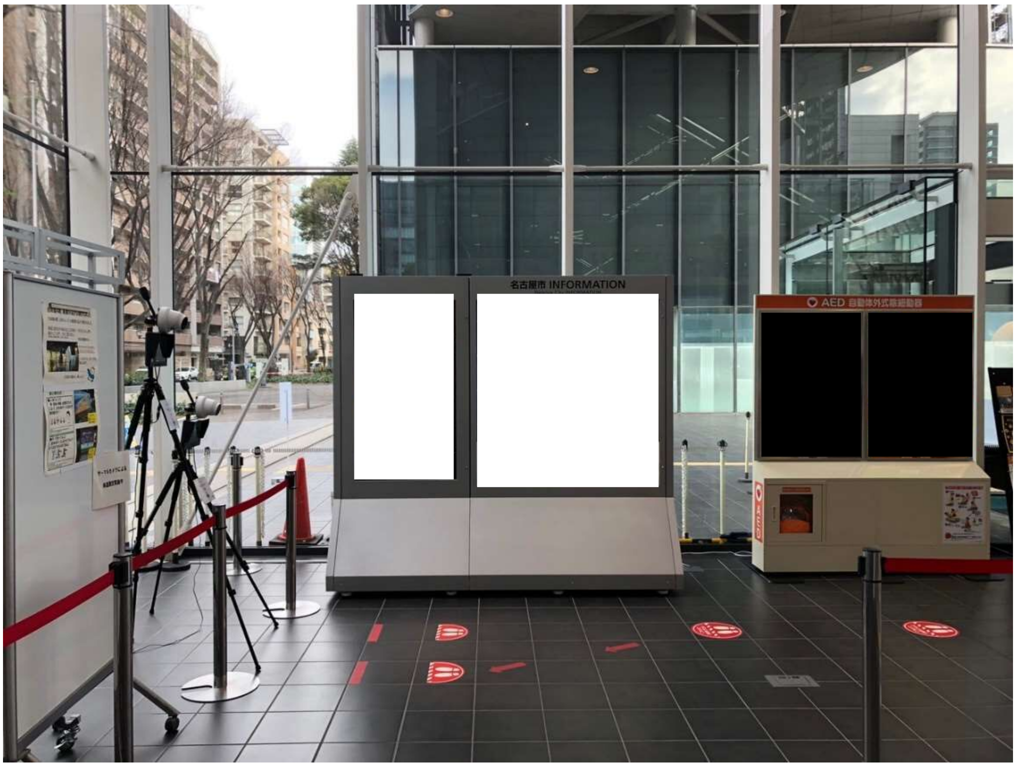

○横2,500mm程度、高さ2,000mm程度、奥行700mm程度とすること。このうち横1,500mm程度は地図入り広告とし、名古屋市全図及び周辺拡大図を掲載するとともに、観光地等主要な施設の所在地を明示すること。ただし、広告設備の大きさについては現地を確認し、甲と協議の結果、変更することができる。

○設置場所近くの電源コンセントを使用することができるが、広告設備等の電気使用量によっては、電源工事が必要となる場合がある。

行政財産目的外使用許可条件

1　本許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、納付金額○○○○円を、別途発行する納入通知書により、指定期日までに納付しなければならない。
2　使用期間中に、経済情勢の変動、関係法令の改廃その他の事情により、使用料を改定することがある。
3　正当な理由がないのに使用料の納付を遅延したときは、税外収入の延滞金の徴収に関する条例（昭和39年条例第3号）に定めるところにより計算した金額を延滞金として支払うものとする。
4　使用者は、常に善良な管理者の注意をもって使用物件を維持管理しなければならない。
5　使用者は、使用物件を表面に記載する使用目的及び用途のため以外に使用してはならない。ただし、事前に変更の申請を書面により提出し、名古屋市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を得た場合にはこの限りではない。
6　使用者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。
7　次の各号に該当するときは、本許可を取消し、又は変更することができる。この場合において、使用者に損失が生じても教育委員会はその補償をしないものとする。
(1) 公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき
(2) 以下①～⑧のいずれかに該当したとき
① 政治的又は宗教的用途に供した場合
② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122号。以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業その他これに類する業の用途に供した場合（ただし、催事、興行、催し物又は大規模小売店等の新規開店等の際に、近隣の違法駐車対策等の観点から特に必要であると認められる臨時駐車場として使用する場合を除く。）
③ 風営法第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用途に供した場合
④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者を利する用途に供した場合
⑤ 公序良俗に反するおそれがある場合
⑥ 周辺環境を損なうおそれがある場合
⑦ 本市の事務事業の遂行や当該行政財産の管理上支障の生じるおそれがある場合
⑧ その他使用者が許可条件に違反したと認められるとき
8　既納の使用料は、還付しない。ただし、公用若しくは公共用に供するため使用許可を取り消したとき、又は教育委員会が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
9　使用者は、使用許可を取り消されたとき、又は使用期間が満了したときは、自己の費用により教育委員会が指定する期日までに使用物件を原状に回復して返還しなければならない。
10　使用者は、その責めに帰すべき事由により使第21条　乙は、甲が次の各号のいずれか

に該当するときは、書面により甲に通告し、この契約を解除できる。用物件に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。ただし、使用物件を原状に回復したときは、この限りでない。

11　使用者は、教育委員会が行う使用物件の実地調査に協力しなければならない。

12　使用者は、使用物件の使用に伴う電話、電気、ガス、水道等の諸設備の利用に必要な経費を負担しなければならない。

13　使用者は、使用物件について有益費又は必要費を支出することがあっても、これを教育委員会に請求することができない。

14　使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(1) 住所又は氏名（法人にあっては所在地、名称又は代表者の氏名）を変更したとき

(2) 使用物件が滅失し、又は損傷したとき

15　使用期間中に、使用者に相続又は合併があったときは、使用許可を受けた法的な地位は、その相続人又は合併後の団体には承継されない。

16　本許可の条項に疑義があるとき、その他使用物件の使用について疑義を生じたときは、すべて教育委員会の決定による。

名古屋市広告掲載要綱

（目的）

第1条　この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 印刷物、ウェブサイトなど、市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲出し、又は表示する（以下「掲載する」という。）ことをいう。

(3) 局長 名古屋市事務分掌条例（昭和22 年条例第16 号）第1 条に規定する局及び室、会計室、消防局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、市会事務局の長及び区長をいう。

（広告全般に関する基本的な考え方）

第3条　市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

（広告の範囲）

第4条　次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性のあるもの

(5) 宗教性のあるもの

(6) 社会問題についての主義主張

(7) 個人又は法人の名刺広告

(8) 景観又は風致を害するおそれがあるもの

(9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として不適当であると認められるもの

（広告掲載に関する定め）

第5条　局長は、その所管に属する広告媒体に広告掲載を行う場合にあっては、あらかじめ次に掲げる事項を別に定めるものとする。ただし、企画提案型広告については、名古屋市企画提案型広告掲載要綱の定めるところによるものとする。

(1) 広告媒体の種類

(2) 広告の範囲

(3) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間

(4) 広告掲載料

(5) 広告の募集方法及び選定方法

(6) 審査機関
(7) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

（広告掲載に関する審査）
第6条　局長は、広告媒体に掲載する広告の可否等を審査するため、審査機関を設ける。

（その他）
第7条　この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

（実施期日）
1 この要綱は、平成19年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年9月30日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

名古屋市広告掲載基準

（趣旨）

第１　この基準は、所管局が広告媒体への広告掲載の可否を判断する場合に必要な基準を作成するにあたり、参考基準として定めるものである。

（規制業種又は事業者）

第２　次の各号に定める業種又は事業を営む者の広告は掲載しない。

⑴ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条に規定する風俗営業

⑵ 風俗営業類似の業種

⑶ 消費者金融

⑷ たばこ

⑸ 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

⑹ 法律の定めのない医療類似行為を行う施設

⑺ 占い、運勢判断に関するもの

⑻ 興信所・探偵事務所等

⑼ 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの

⑽ 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの

⑾ 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者

⑿ 暴力団関係事業者（暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものも含む。）

⒀ 各種法令に違反しているもの

⒁ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

（掲載基準）

第３　次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

⑴ 次のいずれかに該当するもの

ア　人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの

イ　法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの

ウ　他をひぼう、中傷又は排斥するもの

エ　市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

オ　公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの

カ　宗教団体による布教推進を主目的とするもの

キ　非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの

ク　社会的に不適切なもの

ケ　国内世論が大きく分かれているもの

⑵ 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア　誇大な表現（誇大広告）（掲載に際しては根拠となる資料を要する。）

根拠のない表示や誤解を招くような表現

例：「世界一」「一番安い」等

イ　射幸心を著しくあおる表現、特にギャンブルについて過度に購入をあおる表現
ウ　人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
エ　虚偽の内容を表示するもの
オ　法令等で認められていない業種・商法・商品
カ　国家資格等に基づかない者が行う療法等
キ　責任の所在が明確でないもの
ク　広告の内容が明確でないもの
ケ　国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
ア　水着等及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする
イ　暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
ウ　残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
エ　暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
オ　ギャンブルについて過度に購入をあおる表現
カ　青少年の人体・精神・教育に有害なもの
(4) 前各号に定めるもののほか、掲載する広告として不適当であると認められるもの
(個別の基準)
第４　この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成するものとする。
(ウェブサイトに関する基準)
第５　ウェブサイトへの広告に関しては、ウェブサイトに掲載する広告だけでなく、当該広告が直接リンクしているウェブサイトの内容についてもこの基準を適用する。

名古屋市教育委員会広告掲載要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、名古屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する財産に、民間企業等の広告を掲載（掲出等を含む。以下同じ。）する際の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告媒体）

第２条　この要綱において、広告媒体とは次の各号に掲げる財産をいう。

(1) 教育委員会が発行する印刷物（以下「印刷物」という。）

(2) 名古屋市公式ウェブサイト（教育委員会が作成担当しているページに限る。）及び教育委員会が独自に管理するウェブサイト

(3) その他教育委員会が別に定めるもの

（広告の範囲）

第３条　次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載を行うことができない。

(1) 広告の内容に係る範囲

ア　法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

イ　公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

ウ　人権侵害、差別、名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの

エ　青少年の保護又は健全育成に好ましくないもの

オ　政治性のあるもの又は選挙に関係するもの

カ　宗教団体による布教推進を主目的とするもの

キ　占い、運勢判断等に関するもの

ク　社会問題についての主義主張をするもの

ケ　個人等の名刺広告

コ　他をひぼう、中傷等するもの

サ　その他広告媒体の公共性、中立性又はその品位を損なうもの

(2) 業務又は事業者に係る範囲

ア　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122 号）第２条に規定する営業形態又はそれに類似するもののうち、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

イ　貸金業法（昭和58年法律第32号）第２条に規定する貸金業

ウ　民事再生法（平成11年法律第 225 号）及び会社更生法（平成14年法律第 154 号）による再生又は更生手続中のもの

エ　商品先物取引に係るもの

オ　法律に定めのない医業類似行為に係るもの

カ　行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

キ　名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条例第２条第１号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの

ク　その他各種法令等に違反しているもの

(3) その他広告掲載がふさわしくないと教育委員会が認めるもの
2　前項の規定については、広告がリンクしているウェブサイトの内容（ただし、直接リンクするページ内に限る。以下同じ。）についても適用する。

（広告の規格等）

第4条　広告の規格については次の各号に定めるとおりとする。
(1) ウェブサイト　広告はバナー広告とし、原則として次のとおりとする。
ア　大きさ　　縦60ピクセル　横120ピクセル
イ　形式　　ＧＩＦ（アニメーションは不可）、ＪＰＥＧ
ウ　データ容量　100キロバイト以下
エ　その他市長室広報課が所管する名古屋市ウェブサイト運営ガイドライン及び名古屋市公式ウェブサイト・バナー広告表現ガイドラインに定められた事項を遵守すること。
(2) その他の広告媒体　所管する課・室・公所（以下「所管課」という。）の長（新たに広告を掲載する広告媒体である場合又は新規の手法により広告を募集する場合にあっては、所管する部長級の者。第5条、第6条及び第7条第3項において同じ。）がそれぞれ別に定める。
2　広告の配置等については、市民が広告であることを明確に判断できるよう掲載するとともに、その旨を記載するものとする。

（広告掲載料等）

第5条　広告掲載料、枠数及び掲載期間は、別に定めるところにより所管課の長が定める。
2　所管課の長は、効率的な事務の執行が見込まれる場合にあっては、広告主の負担により広告を掲載した広告媒体自体の納付（以下「現物納付」という。）をもって、広告掲載料の徴収に代えることができる。

（広告の募集）

第6条　広告の募集は、原則として、広告媒体、名古屋市公式ウェブサイト等により所管課の長が行う。

（広告掲載の申込み）

第7条　広告掲載を希望する者（広告の取次ぎを営業とする者（以下「広告代理業者」という。）を含む。以下「広告掲載希望者」という。）は、名古屋市教育委員会広告掲載申込書（様式第1号）により、郵送、ファックス又は電子メール等にて申込みを行う。ただし、第3条第1項第2号に掲げる業務を行う者は申込みを行うことができないものとする。
2　申込みの受付は、原則として、所管課の長が行う。
3　申込みの受付期間は、原則として、所管課の長が別に定める。

（広告掲載の決定等）

第8条　所管課の長は、教育委員会事務局総務部企画経理課長（以下「企画経理課長」という。）が別に定めるところにより、広告掲載の可否を決定するものとする。ただし、あらかじめ教育委員会広告審査委員会の承認を受けることを要する。
2　前項の決定を行うに当たり、所管課の長は広告掲載希望者に対し追加の資料の提出を求めることができる。
3　所管課の長は、広告掲載希望者に対し第1項の決定内容を通知（様式第2号、様式第

３号又は様式第４号）するものとする。

（広告原稿の作成等）

第８条の２　広告の原稿は、広告掲載の通知を受けた者（以下「広告主」という。）の責任及び負担において作成し、指定された期日までに所管課の長へ提出しなければならない。

２　広告主のうち、広告代理業者が他の者（以下「広告依頼者」という。）に係る広告を掲載しようとする場合は、所管課の長を通じ教育委員会広告審査委員会の承認を受けなければならない。

（広告掲載料の納付）

第９条　広告主は、広告掲載の決定後、広告掲載料を所管課の長が指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、企画経理課長が別に定めるところにより、分割して定期前納することができるものとする。

（広告内容の変更）

第10条　広告の内容、デザイン又は広告がリンクしているウェブサイトの内容（以下「広告の内容等」という。）が、第３条第１項各号に該当していると認められる場合には、所管課の長は速やかに期日を定め、広告主に対しその広告の内容等の改善を求めるものとする。

２　前項の規定により改善を求められた広告主は、指定された期日までに広告の内容等を改善した広告の原稿を、所管課の長へ提出しなければならない。

（広告掲載の取止め）

第11条　所管課の長は、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、広告主に対し事前に通知したうえで、当該広告掲載を取止めるとともに、広告掲載の決定の取消又は変更を行うものとする。

(1)　指定した期日までに広告掲載料の納付が行われない場合

(2)　指定した期日までに広告の原稿の提出が行われない場合

(3)　前条の規定によっても、広告の内容等の改善が行われない場合

(4)　その他広告掲載が不適当であると判断したとき

２　前項の規定により広告掲載を取止めた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わない。

３　所管課の長は、広告掲載の取止めの可否の決定に際し、必要に応じて教育委員会広告審査委員会の開催を申し出ることができる。

（広告掲載の取下げ）

第12条　広告主は、自己の都合により広告掲載を取下げることができる。ただし、現物納付の場合又は印刷物の印刷終了後においては、取下げはできないものとする。

２　前項の規定により、広告掲載の取下げを希望する広告主は、郵送、ファックス又は電子メールを利用し、書面にて、速やかに所管課の長に申し出るものとする。

３　第１項の規定により広告主が広告掲載を取下げた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わない。

（広告掲載料の返還）

第13条　広告主の責に帰さない理由により、15日を超える期間連続して広告掲載ができな

くなった場合は、納付済みの広告掲載料の一部を返還する。ただし、返還する広告掲載料には利子を付さないものとする。

2　前項の規定により返還する広告掲載料は、広告掲載を停止した日から起算して15日を超えた日の属する月から、広告掲載を再開した日の前日の属する月までの月額の広告掲載料の合計額とする。

3　前項の場合の広告掲載の再開とは、広告掲載が再開した状態が24時間連続した場合をいうものとする。

4　前３項による広告掲載料の返還によることが適当でないと所管課の長が認める場合は、所管課の長は広告主と協議の上、教育委員会広告審査委員会の承認を得て、別の定めをすることができる。

（広告主の責務）

第14条　広告主は、広告の内容等当該広告に関する一切の責任を負う。

2　広告主は、第三者から広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、すべて自己の責任及び負担において解決しなければならない。

3　広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

4　広告主は、第８条第３項の規定により通知を受けた広告掲載に関する権利を第三者に譲渡してはならない。

（協議）

第15条　この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、所管課の長と広告主の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（教育委員会広告審査委員会の設置）

第16条　広告掲載希望者、広告主、掲載する広告及び広告依頼者が適正であるか、又は広告掲載手続きが適正に執行されているか等を審査するほか、名古屋市企画提案型広告掲載要綱第３条第１項に定める企画提案型広告に対する意見書の審査をするため、教育委員会広告審査委員会（以下「広告審査委員会」という。）を設置する。

2　広告審査委員会は、企画経理課長を委員長とし、別表に掲げる職にある者を委員とする。

3　委員長に事故がある場合又は委員長が欠けた場合は、あらかじめ委員長が指定する者が委員長の職務を代理する。

4　委員は、自己の所管する事務に係る事案については、その擬餌に参与することはできない。この場合、委員長の指名する職員を委員とすることができる。

5　広告審査委員会は、審査結果に基づき、所管課の長へ必要な指示をすることができる。

6　広告審査委員会は、定例的に開催するものの他、所管課の長の申し出がある場合又は委員長が特に必要と認める場合に開催する。

7　広告審査委員会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

8　広告審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

9　委員長は、必要と認めるときは、広告審査委員会に委員以外の者の出席を求め、説明

を聞くことができる。
10　広告審査委員会の庶務は、教育委員会事務局総務部企画経理課が処理する。
（指定管理者の提案による広告の特例）
第17条　教育委員会所管の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下「指定管理者」という。）は、当該施設を活用した広告を提案し、広告の掲載を行うことができるものとする。
2　前項の規定により指定管理者が広告の掲載を行う場合におけるこの要綱の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第1号	教育委員会	指定管理者
第4条第1項第2号	所管する課・室・公所（以下「所管課」という。）の長（新たに広告を掲載する広告媒体である場合又は新規の手法により広告を募集する場合にあっては、所管する部長級の者。第5条、第6条及び第7条第3項において同じ。）	指定管理者
第5条第1項	所管課の長	指定管理者
第6条	原則として、広告媒体、名古屋市公式ウェブサイト等により所管課の長	指定管理者
第7条第1項	名古屋市教育委員会広告掲載申込書（様式第1号）により、郵送、ファックス又は電子メール等にて	指定管理者が定める方法により
第7条第2項	原則として、所管課の長	指定管理者
第7条第3項	原則として、所管課の長	指定管理者
第8条第1項	所管課の長	指定管理者
第8条の2第2項	所管課の長	指定管理者
第10条	広告主	指定管理者
第11条第1項	広告主	指定管理者
第14条第4項	第8条第3項の規定により通知を	第8条第1項の規定により決定を
第15条	所管課の長	指定管理者

3　前項の場合において、第2条第2号、第5条第2項、第8条第2項及び第3項、第8条の2第1項、第11条第1項第1号及び第2号、同条第2項、第12条及び第13条の規定は、適用しない。
4　指定管理者のうち、別に定める施設を管理する者が広告の掲載を行う場合において、

第９条の規定中「所管課の長」とあるのは「指定管理者」と、「一括前納」とあるのは「指定管理者に納付」と読み替えるものとする。

５　前項の場合において、第９条ただし書の規定は適用しない。

（その他）

第18条　その他広告掲載につき必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年10月30日から施行する。

【改正等履歴】

施行日　平成18年６月30日
施行日　平成19年３月１日
施行日　平成19年10月１日
施行日　平成21年４月１日
施行日　平成22年４月１日
施行日　平成24年４月１日
施行日　平成27年２月19日
施行日　平成29年２月３日
施行日　平成30年２月16日
施行日　平成30年４月１日
施行日　平成31年４月１日
施行日　令和２年４月１日
施行日　令和２年８月12日
施行日　令和５年４月１日
施行日　令和６年４月１日
施行日　令和７年４月１日

別　表

委　員	教育委員会事務局総務部担当課長（調査） 教育委員会事務局総務部人権教育課長 教育委員会事務局総務部学校施設課長 教育委員会事務局教育支援部担当課長(キャリア教育)［教育支援部担当課長(高等学校改革の推進)］ 教育委員会事務局教育支援部高等学校教育課長 教育委員会事務局教育支援部学事課長

液晶ディスプレイ等を活用した広告設備設置事業に係る契約書

名古屋市（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）とは、名古屋市美術館及び科学館における液晶ディスプレイ等を活用した広告設備（以下「広告設備等」という。）の設置、広告等の掲出に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第１条　甲は、名古屋市美術館及び科学館の建物の一部を提供し、乙に広告設備等の設置・運用及び広告等の掲出をさせるものとし、乙はこれに対して甲に広告料、行政財産目的外使用料及び電気使用料を支払うものとする。

２　甲及び乙は、この契約書及び仕様書に基づいて、信義を重んじ、誠実に本件契約を履行しなければならない。

（契約期間及び更新）

第２条　契約期間は契約締結日から令和９年３月31日までとする。

２　掲出期間は、令和 8年 4月 1日から令和９年３月31日までとする。ただし、広告の掲出準備に要する期間を含むものとする。

３　乙は、当初の条件を変更しないことを条件として令和９年４月１日から 2年を限度（最大令和11年３月31日まで）に、１年を単位として契約の更新を申請することができる。

４　前項の申請は、契約を更新しようとする年度の前年度の11月末日までに甲に文書により行うものとする。

（契約期間の短縮）

第３条　甲は、公用もしくは公共用に供するため必要を生じたとき又はその他行政目的を達成するため特別の理由があるとき等、やむを得ず契約期間を短縮する必要があるときは、乙に対して契約期間の短縮を求めることができる。

（事業計画の策定及び協議）

第４条　乙は、広告物の仕様、使用料、施工管理方法、実施体制及びスケジュール等、広告掲出に関する事項についてあらかじめ甲と協議し、当該事項を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。

２　乙は、前項の事業計画を大幅に変更する場合は、事前に必ず甲と協議しその承認を得るものとする。

（設置場所及び仕様）

第５条　掲出場所及び仕様については、別添仕様書のとおりとする。

２　乙は、本契約書のほか、名古屋市広告掲載要綱、名古屋市広告掲載基準、名古屋市教育委員会広告掲載要綱及び仕様書に定めるところに従い、広告の掲出を行わなければならない。

（広告料及び電気使用料）

第６条　乙は、広告設備等の設置場所が有する広告価値を利用する対価として、広告料を甲に支払うものとし、甲の定める期日までに甲の発行する納入通知書により、甲に納入する。支払期日は次のとおりとする。

年度	期間	支払期日
令和 8年度	令和 8年４月～令和 9年３月分	令和 8年４月末日
令和 9年度	令和 9年４月～令和10年３月分	令和 9年４月末日
令和10年度	令和10年４月～令和11年３月分	令和10年４月末日

2　前項の広告料は、月額金○○○○円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　金○○○○円）とする。ただし、契約期間中に消費税及び地方消費税に係る税率が変更された場合、変更前の広告料（消費税及び地方消費税抜き）に変更後の税率により算出された消費税及び地方消費税額を加えた額に変更されたものとみなす。

3　乙は、事業を実施するために必要な広告設備等に係る電気使用料を甲に支払うものとし、甲の定める期日までに甲の発行する納入通知書により甲に納入する。

4　乙が第１項に定める納付期限までに広告料を支払わないときは、乙は納付期限の翌日から支払った日までの期間について名古屋市契約規則（昭和39年規則第17号）第33条第１項に定める割合により算定した延滞金を甲に支払わなければならない。

5　乙が広告料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が広告料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

6　乙が広告掲出を行わない場合であっても、当該期間中の広告料は返還しない。

（目的外使用の許可、期間、目的外使用料）

第７条　乙は、広告物の掲出に際しては、別途、名古屋市長から名古屋市公有財産規則（平成16年３月31日規則第49号）に基づく目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を、その掲出期間について受け、使用許可にあたり付された許可条件を遵守することとする。

2　乙は、第１項に定める使用許可を受けるにあたり、甲の定める期日までに甲の発行する納入通知書により、所定の目的外使用料を納入するものとする。

3　乙は、第１項に定める使用許可の更新について、令和９年４月１日から 2年を限度（最大令和11年３月31日まで）に、１年を単位として使用許可の更新を申請することができる。この場合、使用許可を更新しようとする年度の前年度の11月末日までに使用許可の更新を申請しなければならない。なお、申請がない場合には、当該年度の契約期間をもって契約は満了する。ただし、当初の使用許可申請については、別に甲が指定する期日までに申請をしなければならない。

4　前項に定める使用許可の更新について、公用又は公共用の必要が生じた等、乙の責めに帰さない理由により、甲が更新の許可をしなかった場合は、更新前の使用許可期間の末日をもって本契約は満了されたものとみなす。この場合において、乙は第３項に定める使用料及び第６条第２項に定める広告料について、更新されなかった期間に係る金額を支払う必要はない。また、使用許可が更新されなかったことによる損害等が乙に発生したとしても、甲はその損害を賠償する責めを負わない。

（契約保証金）

第８条　乙は、甲に対して契約締結と同時に契約保証金として広告料の年額の100分の10に相当する額を納付しなければならない。

　ただし、甲は、契約規則第31条（契約保証金の納付免除）の規定により、契約保証金

を納付させないことができる。

2　前項に定める契約保証金については、第18条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

3　第１項に定める契約保証金については、利息を付さない。

4　乙に未払いの広告料、損害賠償その他本契約に附帯して発生する債務の支払遅延が生じたときは、甲は契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。この場合、甲は弁済充当日、弁済充当額及びその費目を乙に書面で通知するものとし、乙は通知を受けた日から30日以内に契約保証金の不足額を甲に納付しなければならない。

5　前項の定めにかかわらず、乙は、契約保証金をもってこの契約から発生する乙の甲に対する債務の弁済に充当することを甲に請求できない。

6　甲は、この契約の終了に伴う乙の原状回復完了時において、乙に未払いの広告料、損害賠償その他この契約に附帯して発生した乙の甲に対する債務の未払いがあるときは、原状回復完了時において納付されている契約保証金から乙の甲に対する一切の債務を控除した残額を乙に還付する。

7　乙は、甲に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡してはならず、また、質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権を担保に供してはならない。

（権利譲渡の禁止）

第９条　乙は、事前に甲の承認を得ないで、本契約に生ずる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、その権利を担保に供してはならない。

（行政情報の作成及び流用禁止等）

第10条　乙が本契約に基づいて設置した広告設備等で放映する行政情報は、甲の提供する情報をもとに、乙が甲の委託を受けて作成（データ変換等を含む。）するものとする。

2　甲は、乙に提供する行政情報の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び行政情報の内容にかかる財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることを保証する。

3　甲は、乙が広告設備等で放映するために甲の委託を受けて作成した甲の行政情報を、本契約に基づき設置した広告設備等以外で放映してはならない。ただし、あらかじめ乙の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

（広告主及び広告内容の審査）

第11条　乙は、広告物を掲出する広告主の選定及び広告内容について、名古屋市広告掲載要綱、名古屋市教育委員会広告掲載要綱を遵守するとともに、事前に甲の審査を受け、その承認を得たものでなければ掲出できない。

2　乙は、前項に定める審査を受けるため、掲出する広告物のデータなど必要な資料を甲の指定する日までに、甲に提出するものとする。

3　甲及び乙は、広告主及び広告内容について、名古屋市美術館及び科学館の公共性、美観及び利用者への影響に配慮しなければならない。

（広告内容等の修正・変更）

第12条　甲は、広告内容・広告デザイン・行政情報のデザイン等が名古屋市美術館及び科学館に掲出する広告・行政情報としてふさわしくないと甲が合理的な理由により判断し

たときは、いつでも、乙に対して広告内容等の修正を求めることができ、乙はこれに従わなくてはならない。
2　前項の修正にかかる費用は、乙が負担する。
3　乙は、自己の都合により広告内容等を変更するときは、事前に審査を受け、その承認を得るものとする。この場合、前条の規定を準用する。

（広告内容についての責任）

第13条　乙は、広告内容等について、次の各号に定める事項を遵守する。

(1) 広告内容に関する一切の責任は乙が負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする。

(2) 広告内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告内容等に関する財産権のすべてにつき、合理的な権利処理が完了していることについて、乙は保証するものとする。

(3) 甲に対して第三者から広告活動に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。

（広告掲出にあたっての留意事項）

第14条　乙は、広告掲出にあたっては、名古屋市美術館及び科学館の維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならない場所及び構造となるよう配慮しなければならない。
2　乙は、広告設備等の落下及び破損等により、名古屋市美術館及び科学館の利用者等に危険を生じさせないよう配慮しなければならない。
3　甲は、乙に対して、前2項に定める留意事項等に関する助言、指導を行うことができ、乙はこれに従わなくてはならない。なお、当該助言及び指導に従うことによって生じる経費は、乙が負担する。
4　広告掲出によって、甲又は第三者に損害を与えた場合は、天災等乙の責に帰さない場合も含め、乙の責任と負担において、必要となる補償等の措置を行うものとする。
5　乙は、広告設備等が毀損、汚損もしくは紛失等した場合は、乙の責任と負担において、速やかに復旧等の最適な措置を行うものとする。
6　甲は、広告設備等の毀損等を発見した場合、速やかに乙に通報しなければならない。

（広告設備等設置場所の変更）

第15条　広告設備等の設置後、庁舎管理上の影響等により、やむをえず設置場所を変更する必要が生じた場合は、甲乙協議して、設置場所の移動先を決定し、乙が費用を負担するものとする。

（広告設備等の一時撤去または一時削除）

第16条　甲は、次の各号に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、乙に広告設備等の一時撤去または一時削除を指示することができ、乙はこの指示に従わなくてはならない。

(1) 乙が、第7条第1項に定める使用許可の許可条件、本契約に定める事項並びにその他法令等に違反したとき。

(2) 広告主又は広告内容が「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」、「名古屋市教育委員会広告掲載要綱」及び仕様書に違反したとき。

(3) 第12条１項の規定による広告内容等の修正を乙が行わないとき又は第14条第３項に定める甲の助言及び指導に乙が従わないとき。

(4) 広告掲出を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると甲が判断したとき。

2　前項に定める一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解消されたと甲が認めるときは、乙は広告掲出を再開することができる。

3　第１項に定める一時撤去又は一時削除並びに前項の再開にかかる費用は乙が負担する。

4　第１項に定める指示があったにも関わらず、一時撤去又は一時削除に必要な相当期間内に乙が一時撤去又は一時削除を行わないときは、甲は、乙の承諾を得ることなく、広告設備等を自ら一時撤去又は一時削除することができ、これに要した費用は乙が負担するものとする。この場合において、甲は一時撤去又は一時削除によって生じた乙の損害の賠償を行わない。

5　本条に基づき一時撤去又は一時削除が行われた場合、当該期間中の広告料は違約金とみなし、乙に返還しない。

6　前項の違約金は、損害賠償の予定額の全部又はその一部としない。

（契約の履行の一時中止）

第17条　履行場所等の確保ができない等の事象又は暴風、豪雨、高潮、地震、火災その他の自然的若しくは人為的な事象であって乙の責めに帰することができないものにより、乙が契約を履行できないと認めるときは、甲は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに乙に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

2　甲は、前項の規定により契約の履行の全部又は一部を一時中止した場合は、名古屋市教育委員会広告掲載要綱の定めるところにより、納付済みの広告料の一部を返還するものとする。ただし、返還する広告料には利子は付さないものとする。

（甲の解除権）

第18条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 第7条に定める使用許可を乙が得られないとき又は取り消されたとき。

(2) 正当な理由がないのにこの契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込がないとき。

(3) この契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) この契約の履行に当たり、係員の指示に従わず、又はその者の職務の執行を妨げたとき。

(5) この契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。

(6) この契約に定めた条件に違反したとき。

2　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

(1) この契約の履行をすることができないことが明らかであるとき。

(2) 乙がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この号において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

エ　役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ　役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　役員等又は使用人が、アからオのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

3　甲は、第１項及び第２項各号に定める場合のほか、行政目的等により、やむを得ずこの契約を解除する必要があるときは、乙との協議によりこの契約を解除することができる。

4　本条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙の責に帰すべき事由がある場合は、甲は納付済広告料を違約金とし乙に返還しない。

5　前項の違約金は、損害賠償の予定額の全部又はその一部としない。

6　乙は、第１項の規定による契約の解除により損害が生ずることがあっても、その損害に関し甲に賠償を請求することはできない。

（談合その他の不正行為に係る甲の解除権）

第19条　甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除

することができる。
(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条、第６条、第８条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第１項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
(2) 乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第198条又は独占禁止法第89条第１項、第90条第１号若しくは第２号若しくは第95条第１項第１号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。
(3) 前２号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の６若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

２　前項各号のいずれかに該当し、かつ、甲が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第45条第２項又は第３項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

（談合その他の不正行為に係る賠償額の予定）

第20条　乙がこの契約に関して前条第１項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、契約金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第46条の２第１項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
(1) 前条第１項第１号及び第３号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年６月18日公正取引委員会告示第15号）第６項で規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、そのことを甲が認めるとき。
(2) 前条第１項第２号のうち、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第３号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第96条の６の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第号については、刑法第96条の６の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。

２　第１項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

３　第１項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

４　前３項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

（乙の解除権）

第21条　乙は、甲が次の各号のいずれに該当するときは、書面により甲に通告し、この契

約を解除できる。
(1) 甲が正当な理由なくこの契約に違反したとき。
(2) この契約の履行に関し、甲に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

（原状回復義務）

第22条　契約期間が満了し、又は本契約が解除された場合には、乙は自己の費用をもって掲出中の広告設備等を撤去し、原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

2　乙は、前項の原状回復後は、直ちに甲の検査を受け、甲の承認を受けなければならない。

3　契約期間が終了したにもかかわらず、乙が原状回復を行わない場合は、本件契約終了の翌日から原状回復までの間、乙は甲に対して広告掲出料相当額を支払わなければならない。

（損害賠償）

第23条　乙は、本契約に基づく広告掲出を行うにあたって乙に損害が生じた場合、当該損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合を除いて、甲に賠償を請求することはできない。

2　乙は、この契約を履行するにあたり、甲に損害を与えたときは、乙の負担において損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においては、その限りではない。

3　乙は、この契約を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担において損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においては、その限りではない。

4　第２項に規定する損害賠償の額は甲と乙で協議して決定する。

5　乙は、第三者との間に紛争が生じた場合においては、責任を持って処理解決にあたらなければならない。

（著作権等の管理）

第24条　乙は広告の掲出に際して、著作権等（著作権、意匠権、商標権又はノウハウその他一切の権利を含む、甲の所有であると否とは問わない）を使用するときは、使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（秘密の保持）

第25条　乙は業務の実施に関し知りえた事実について、その秘密を守らなければならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

（契約の費用）

第26条　本契約の締結に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

（疑義の解釈等）

第27条　本契約の定めに疑義が生じたとき、また本契約書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（裁判管轄）

第28条　甲及び乙間の権利義務に関し協議が整わず、訴訟を提起する場合については、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とする。

（財産調査等）

第29条　甲は、この契約継続期間中いつでも、乙に対し、財務諸表の提出を求めることができる。

2　乙の責に帰すべき理由により、支払期限までに使用料または広告料が支払われない場合は、甲は乙に対し、乙に関する資産状況の調査を求めることができる。

3　第1項又は第2項に定める甲の求めがあった場合、乙は誠意をもって対応しなければならない。

4　甲は、第1項又は第2項により知りえた情報を、正当な理由なく第三者に知らせてはならない。

5　乙は、第2項の場合において、甲がこの契約と同種の契約を乙との間で締結している国又は地方公共団体と乙の債務の支払情報を相互に取得し、かつ、提供することについてあらかじめ同意する。

この契約を証するため本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者　名古屋市長　広沢　一郎　　　印

乙

印

入　札　書

令和８年２月10日

（あて先）名 古 屋 市 長

（入札者）所　在　地
商号又は名称
役　職　名
氏　　　名　　　　　　　　　　　　印

入札案内書の内容等を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

記

件　　名	金　　　額						
名古屋市美術館及び科学館における液晶ディスプレイ等を活用した広告設備の設置事業	百万	拾万	万	千	百	拾	円

ただし、広告料の月額（契約希望金額の110分の100に相当する金額）

（注）
１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とします。
２　黒インクのボールペン（ただし、消せるボールペンを除く）又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。鉛筆及びシャープペンシルは使用できません。
３　入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に￥マークを記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
４　提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
５　入札者が代表者と異なる場合（代表者から委任を受けた支店・営業所の長などが入札者の場合）は、この入札書の提出時において、別途「委任状」の提出が必要となります。

記載例

入　　札　　書

令和８年２月10日

（あて先）名 古 屋 市 長

（入札者）所　　在　　地　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

商号又は名称　名古屋株式会社

役　　職　　名　代表取締役

氏　　　　　名　名古屋　一郎

電　話　番　号　052-000-9999

代表者印

入札案内書の内容等を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

記

件　　　名	金			額			
名古屋市美術館及び科学館における液晶ディスプレイ等を活用した広告設備の設置事業	百万	拾万	万	千	百	拾	円
	￥	9	9	9	9	9	9

ただし、広告料の月額（契約希望金額の110分の100に相当する金額）

（注）

1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とします。

2　黒インクのボールペン（ただし、消せるボールペンを除く）又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。鉛筆及びシャープペンシルは使用できません。

3　入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に￥マークを記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。

4　提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

5　入札者が代表者と異なる場合（代表者から委任を受けた支店・営業所の長などが入札者の場合）は、この入札書の提出時において、別途「委任状」の提出が必要となります。

委　　任　　状

私(甲)は、都合により、乙を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和 8 年 2 月 10 日実施の名古屋市美術館及び科学館における液晶ディスプレイ等を活用した広告設備の設置事業にかかる一般競争入札に関する一切の権限。

本委任を解除する場合には、双方連署のうえ届出をしない限り、その効力のないことを誓約いたします。

令和　　年　　月　　日

（委任者）

所　在　地

商号または名称

代表者の役職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

上記委任の件、承諾いたしました。

（受任者）

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（あて先）名古屋市長

記載例

委　　任　　状

私(甲)は、都合により、乙を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和 8 年 2 月 10 日実施の名古屋市美術館及び科学館における液晶ディスプレイ等を活用した広告設備の設置事業にかかる一般競争入札に関する一切の権限。

本委任を解除する場合には、双方連署のうえ届出をしない限り、その効力のないことを誓約いたします。

令和　８年　２月　６日

入札書の提出日以前の日を記入してください。

甲（委任者）

所　在　地　　　名古屋市中区三の丸三丁目１ 番１ 号

商号または名称　　名古屋株式会社

代表者の役職・氏名　代表取締役　名古屋　一郎　（代表者印）

上記委任の件、承諾いたしました。

乙（受任者）

住　所　　名古屋市中区栄〇丁目〇番〇号

氏　名　　名古屋株式会社　〇〇支店支店長　愛知　次郎　（支店長印）

（あて先）名古屋市長

競争入札参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

（あて先）名 古 屋 市 長

（申請者）所　在　地
商号又は名称
代表者の
役職及び氏名　　　　　　　　　　　　印

令和8年1月9日付けで公告のありました名古屋市美術館及び科学館における液晶ディスプレイ等を活用した広告設備の設置事業にかかる競争入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の 4第 1項の規定に該当する者でないこと、この名古屋市美術館及び科学館における液晶ディスプレイ等を活用した広告設備の設置事業にかかる入札公告に定める、２競争入札参加資格(2)から(10)を満たしていること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

添 付 書 類

1　＜個人の場合＞ 住民票の写し　１通
　＜法人の場合＞ 法人登記簿謄本
　（履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書）１通
　　どちらも発行後 3か月以内のもの

2　＜法人のみ＞ 法人役員等に関する調書　１通

3　＜個人法人いずれも＞　履行実績調書　１通

4　＜個人の場合＞納税証明書（原本）
　a 本市内に住所のある方については、直近2年度の個人市県民税の納税証明書
　b a以外の方については、直近2年分の所得税の納税証明書
　＜法人の場合＞納税証明書（原本）
　a 本市内・・・本店又は支店・営業所等を有する方については、直近の2事業年度に係る法人市民税の納税証明書
　b a以外の方については、直近2事業年度に係る法人税の納税証明書

5　返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名（担当者あて可）を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼った封筒

（注）申請者の欄は、本市との契約に関する権限を有する方を記入してください。

競争入札参加資格確認申請書

記載例

令和　　年　　月　　日

本申請書の提出日を記入してください。

（あて先）名 古 屋 市 長

（申請者）所　　在　　地　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

商号又は名称　名古屋株式会社

代表者の　　　代表取締役　名古屋　一郎　代表者印

役職及び氏名

令和8年1月9日付けで公告のありました名古屋市美術館及び科学館における液晶ディスプレイ等を活用した広告設備の設置事業にかかる競争入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の 4第 1項の規定に該当する者でないこと、この名古屋市美術館及び科学館における液晶ディスプレイ等を活用した広告設備の設置事業にかかる入札公告に定める、２競争入札参加資格(2)から(10)を満たしていること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

添 付 書 類

1　＜個人の場合＞ 住民票の写し　１通
　＜法人の場合＞ 法人登記簿謄本
　（履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書） １通
　　どちらも発行後 3か月以内のもの
2　＜法人のみ＞ 法人役員等に関する調書　１通
3　＜個人法人いずれも＞　履行実績調書　１通
4　＜個人の場合＞納税証明書（原本）
　a 本市内に住所のある方については、直近2年度の個人市県民税の納税証明書
　b a以外の方については、直近2年分の所得税の納税証明書
　＜法人の場合＞納税証明書（原本）
　a 本市内・・・本店又は支店・営業所等を有する方については、直近の2事業年度に係る法人市民税の納税証明書
　b a以外の方については、直近2事業年度に係る法人税の納税証明書
5　返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名（担当者あて可）を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼った封筒

（注）申請者の欄は、本市との契約に関する権限を有する方を記入してください。

履 行 実 績 調 書

令和　　年　　月　　日

（あて先）
名古屋市長

（落札候補者）所　在　地
商号又は名称
代表者の
役職及び氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

令和８年１月９日付けで公告のありました名古屋市美術館及び科学館における液晶ディスプレイ等を活用した広告設備の設置事業」にかかる競争入札参加資格に定める履行実績を有しておりますので届け出ます。あわせて、下記事項を証明できる書類（行政財産使用許可書、広告掲出事業契約書等の写し）を添付します。

記

業務内容	
履行期間	
履行場所	
契約期間	
掲出面積	
概　　要	

（作成上の注意）
複数の実績を記載する場合など、内容を所定欄に記載しきれない場合には概要欄に「別紙のとおり」と記入し、本様式の各項目について別紙に記載し添付してください。

記載例

履　行　実　績　調　書

令和　　年　　月　　日

競争入札参加資格確認申請書の提出日を記入してください。

（あて先）
名古屋市長

（落札候補者）所　　在　　地　名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
商号又は名称　名古屋株式会社
代表者の
役職及び氏名　代表取締役　名古屋　一郎

代表者印

令和８年１月９日付けで公告のありました名古屋市美術館及び科学館における液晶ディスプレイ等を活用した広告設備の設置事業」にかかる競争入札参加資格に定める履行実績を有しておりますので届け出ます。あわせて、下記事[illegible]使用許可書、広告掲出事業契約書等の写し）を添付します[illegible]

競争入札参加資格確認申請書に記入された申請者を記入してください。

記

業務内容	○○における広告ディスプレイ等を活用した広告設備の設置事業
履行期間	令和○年○月○日から令和○年○月○日まで
履行場所	名古屋市○○区役所
契約期間	令和○年○月○日から令和○年○月○日まで
掲出面積	0.7 ㎡
概　　要	○○内の一部を利用して、広告ディスプレイ等を設置し、その設備に民間企業等の広告等を掲出するもの。

（作成上の注意）
複数の実績を記載する場合など、内容を所定欄に記載しきれない場合には概要欄に「別紙のとおり」と記入し、本様式の各項目について別紙に記載し添付してください。

法人役員等に関する調書

商号又は名称	
所　在　地	

役 職 名	(フ リ ガ ナ) 氏　　名	生年月日	性別	住　　　所
	(　　　　)	M･T･S･H･R ・　・		
	(　　　　)	M･T･S･H･R ・　・		
	(　　　　)	M･T･S･H･R ・　・		
	(　　　　)	M･T･S･H･R ・　・		
	(　　　　)	M･T･S･H･R ・　・		
	(　　　　)	M･T･S･H･R ・　・		
	(　　　　)	M･T･S･H･R ・　・		
	(　　　　)	M･T･S･H･R ・　・		
	(　　　　)	M･T･S･H･R ・　・		
	(　　　　)	M･T･S･H･R ・　・		
	(　　　　)	M･T･S･H･R ・　・		
	(　　　　)	M･T･S･H･R ・　・		
	(　　　　)	M･T･S･H･R ・　・		
	(　　　　)	M･T･S･H･R ・　・		

※　法人の役員について記載すること。

記載例

法人役員等に関する調書

商号又は名称	名古屋株式会社
所　在　地	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

役 職 名	（フ リ ガ ナ） 氏　　名	生年月日	性別	住　　　所
代表取締役	（ナゴヤ　イチロウ） 名古屋　一郎	M・T・Ⓢ・H・R 30・8・15	男	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	（ナゴヤ　ハナコ） 名古屋　花子	M・T・Ⓢ・H・R 31・7・14	女	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	（アイチ　ジロウ） 愛知　次郎	M・T・Ⓢ・H・R 40・6・13	男	名古屋市中区丸の内二丁目1番36号
監査役	（コウシャ　サブロウ） 公社　三郎	M・T・Ⓢ・H・R 50・5・12	男	名古屋市中区二の丸二丁目2番2号
	（　　　）	M・T・S・H・R ・　・		
	（　　　）	M・T・S・H・R ・　・		
	（　　　）	M・T・S・H・R ・　・		
	（　　　）	M・T・S・H・R ・　・		
	（　　　）	M・T・S・H・R ・　・		
	（　　　）	M・T・S・H・R ・　・		
	（　　　）	M・T・S・H・R ・　・		
	（　　　）	M・T・S・H・R ・　・		
	（　　　）	M・T・S・H・R ・　・		
	（　　　）	M・T・S・H・R ・　・		

代表役員については、法人登記簿に記載の代表者住所を記載し、その他の役員については、現住所を記載してください。

※　法人の役員について記載すること。

名古屋市美術館及び科学館における液晶ディスプレイ等を活用した広告設備の設置事業

事　業　計　画　書

1　仕様等

※ 仕様、設置する高さ、設置方法について記載してください。

2　管理体制・スケジュール

※ 管理業務内容、管理運営体制及び緊急時の連絡先を記載してください。 広告内容の変更（付け替え）スケジュール等について、可能な範囲で記載してください。

※記載内容が枠内に収まらない場合は、各項目が記載された任意の様式又は資料で提出可能

名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱(抄)

平成 20 年2月 15 日
19 財管第253 号
改正　平成 22 年 11 月 30 日　22 財管第177 号
平成 24 年　3 月 30 日　23 財管第328 号
平成 28 年　4 月　1　日　28 財管第　4　号
平成 31 年　3 月 29 日　30 財管第 236 号
令和　2 年　3 月 27 日　31 財資経第 294 号

（目的）

第１条　この要綱は「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（以下「合意書」という。）に基づき、警察本部長との密接な連携のもと、名古屋市が締結する公有財産の売払い及び貸付の契約等から暴力団関係事業者を排除する措置について必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において、名古屋市財産条例（平成 15 年名古屋市条例第 56 号）及び合意書１(2) から(6) に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　公有財産の売払い又は貸付の契約

地方自治法（昭和 22 年法律第6 7号。以下「法」という。）第238 条の５第１項の規定により実施する不動産の売払又は貸付契約及び法第238 条の４第２項の規定により実施する不動産の貸付契約をいい、広告又はネーミングライツ等公有財産を活用して対価を得る契約を含めるものとする。

(2)　一般競争入札等

公有財産の売払い又は貸付の契約を、競争入札、先着順売払い若しくは貸付け、プロポーザル又はコンペなどの競技により広く募集して行う場合をいう。

(3)　随意契約

一般競争入札等以外の方法で実施する公有財産の売払い又は貸付の契約をいう。

(4)　有資格者

一般競争入札等の参加資格又は申込資格を有する者及び随意契約による場合の契約の相手方をいう。

(5)　局区等の長

売払契約にあっては、財政局長又は名古屋市公有財産規則(平成1 6年名古屋市規則第 49 号。以下「規則」という。）第 45 条に基づき当該普通財産を処分する当該局長若しくは教育次長とし、貸付契約にあっては当該財産を管理する局区等の長又は教育次長とする。

(6) 排除措置事業者
現に排除措置を受けている者をいう。

（有資格者への周知）
第3条　局区等の長は、公有財産の売払い又は貸付の契約を締結しようとするときは、合意書に基づき契約から暴力団関係事業者を排除すること及び次条により暴力団関係事業者であるかどうかを警察本部長に照会することをあらかじめ公告及び入札説明書等に記載するなどの方法により、有資格者に周知しなければならない。

（報告等）
第4条　局区等の長は、有資格者が合意書2に規定する排除措置の対象となる法人（以下「排除措置対象法人等」という。）に該当すると疑うに足る事実を把握したとき又は必要と認める場合には、様式1により財政局長に報告しなければならない。報告は、当該入札日（随意契約等においては契約予定日）の2週間以上前の次項に定める集約日までに行うものとする。
2　財政局長は、合意書3(1) に基づき、当該有資格者が排除措置対象法人等に該当するか否かについて、原則として毎月 1 日及び 15 日（1 日及び 15 日が閉庁日の場合は直後の開庁日）を集約日とし、この日までに報告されたものを集約のうえ警察本部長に対し照会するものとする。
3　財政局長は、警察本部長から前項による照会の回答文書等を受け取ったときは、すみやかに当該書面を添えて様式2により、局区等の長へ通知するものとする。

（排除措置）
第5条　局区等の長は、前条第3項の回答の結果、又は合意書3(3) の規定に基づく警察本部長からの通報により、有資格者が合意書2各号に定める排除要件のいずれかに該当すると認めるときは、排除に必要な相当の期間を定めて排除措置を行い、合意書4(2)により当該措置結果を財政局長を通じて警察本部長に通知するものとする。
2　局区等の長は、前項の規定により排除措置を行ったときは、前条第3項で添付された警察本部長から回答書又は通報書の写しを付して、様式3により、遅滞なく当該有資格者に対して通知するものとする。

（契約からの排除）
第6条　局区等の長は、排除措置事業者を一般競争入札等に参加させてはならない。一般競争入札等の参加資格の確認の結果、既に競争入札参加資格等を有する旨の通知がなされている者が、落札決定又は契約の相手方と決定するまでの間に排除措置を受けたときは、当該通知を取り消すものとする 。
2　局区等の長は排除措置事業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、排除措置事業者の所有する土地を買収する必要がある場合など、当該契約の目的及び内容から随意契約の相手方とする必要がある場合を除く。

（用途制限の措置）

第7条　局区等の長は、公有財産の売払い又は貸付の契約を締結するときは、前条第2項ただし書きに該当する場合を除き、以下の条件を付すものとする。

(1) 当該物件が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものを利する用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し又は貸してはならないこと。

(2) 契約の相手方が前号に違反したときは、売払代金又は貸付料総額の100分の 30 に相当する額を違約金として支払わなければならないこと。

(3) 契約の相手方が第1号に違反したときは、当該契約の解除ができること。

（使用許可への準用）

第8条　法第238条の4第7項の規定に基づき行政財産の使用を許可する場合（以下「使用許可」という。）については、第3条から第5条まで、第6条第2項本文、第7条第1 号及び同条第 3 号の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「公有財産の売払い又は貸付の契約を締結」とあるのは「行政財産の使用を許可」と、「合意書」とあるのは「名古屋市が行う事務及び事業からの暴力団の排除に関する合意書」と、「契約」とあるのは「使用許可」と、「有資格者」とあるのは「申請者」と、「契約予定日又は入札日」とあるのは「許可予定日」と、「様式 3」とあるのは「規則第 2 号様式に準じた様式」と、「随意契約」とあるのは「使用許可」とそれぞれ読み替えるものとする。

（土地基金に属する土地の貸付契約への準用）

第9条　名古屋市土地基金（以下「土地基金」という。）に属する土地の貸付契約については、第3条から第5条まで、第6条第1項、同条第2項本文及び第7条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「公有財産の売払い又は貸付の契約」とあるのは「土地基金に属する土地の貸付契約」と、「合意書」とあるのは「名古屋市が行う事務及び事業からの暴力団の排除に関する合意書」と、「有資格者」とあるのは「土地基金に属する土地の貸付契約を、競争入札、先着順貸付け、プロポーザル又はコンペなどの競技により広く募集して行う場合の参加資格又は申込資格を有する者及び随意契約による場合の契約の相手方」と、「様式 3」とあるのは「様式 3 に準じた様式」と、「一般競争入札等」とあるのは「土地基金に属する土地の貸付契約を、競争入札、先着順貸付け、プロポーザル又はコンペなどの競技により広く募集して行うもの」とそれぞれ読み替えるものとする。

（その他）

第 10 条　本要綱に定める排除措置に関して財政局長が行う事務は、財政局財政部資産経営戦略室において処理する。

附　　則

（施行日）
1　この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
（経過措置）
2　本要綱による、公有財産の貸付又は使用許可に関する規定は、施行日以後新たに使用させる場合又更新をする場合に適用し、施行日以前に現に使用させている公有財産については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、平成22年11月30日から施行する。
2　本要綱の公有財産の売払い又は貸付の契約に関する規定は、施行日以後新たに契約する場合又は契約の更新をする場合に適用し、施行日以前に現に契約している公有財産については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
2　本要綱の規定は、施行日以後新たに契約若しくは許可する場合又は契約若しくは許可の更新をする場合に適用し、施行日以前に現に契約若しくは許可しているものについては、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。